

社会福祉法人印西市社会福祉協議会役員報酬規程

制定 平成29年規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人印西市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員には、勤務形態等に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 本会会長（以下「会長」という。）については、月額60,000円を報酬として支給する。

(2) 会長以外の理事及び監事については、報酬を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、役員には社会福祉法人印西市社会福祉協議会役員等に対する費用弁償規程（昭和57年制定。以下「費用弁償規程」という。）第3条第1項に規定する費用弁償を支給する。

3 役員が会務のため旅行するときは、費用弁償規程第3条第2項に基づき旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 会長に対する報酬の支給時期、支払方法及び控除については、社会福祉法人印西市社会福祉協議会職員給与規程第8条に準じる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。